

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分（地方消費税交付金の17分の7に相当する額）については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費にあてるものとされています。
 平成30年度北方町一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）歳入見込額 146,176 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,849,769 千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県支出金	町債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	総合福祉事業	49,370	481	0	0	7,471	41,418
	障がい者福祉事業	291,691	205,379	0	0	13,190	73,122
	老人福祉事業	52,233	0	0	120	7,964	44,149
	福祉医療事業	220,600	85,300	0	0	20,677	114,623
	児童福祉事業	572,260	373,823	0	2,667	29,918	165,852
	小計	1,186,154	664,983	0	2,787	79,220	439,164
社会保険	国民健康保険事業	146,359	70,718	0	0	11,560	64,081
	介護保険事業	249,106	1,657	0	130,221	17,915	99,313
	後期高齢者医療事業	172,546	21,303	0	316	23,065	127,862
	小計	568,011	93,678	0	130,537	52,539	291,256
保健衛生	母子保健事業	23,849	125	0	0	3,626	20,098
	疾病予防事業	50,143	0	0	0	7,663	42,480
	健康増進事業	21,612	1,145	0	0	3,128	17,339
	小計	95,604	1,270	0	0	14,417	79,917
合計	1,849,769	759,931	0	133,324	146,176	810,337	

※事務費及び人件費は、事業費から除外しています。